

**第6回新技術等効果評価委員会**  
**新技術等効果評価委員会運営規則第3条に基づく書面による議事結果**

新技術等効果評価委員会（以下「本委員会」という。）に付議された次の議案について、新技術等効果評価委員会運営規則第3条に基づき、書面による議事を行ったところ、過半数の委員より、主務大臣の見解について適当である旨及び第5回本委員会議事録の公表について了承する旨回答を得たため、その旨、本委員会の議決に代えることとした。

◆審議日

令和4年9月27日（書面による審議）

◆議案

- ①新技術等実証計画の認定申請書について
- ②新技術等実証計画の認定申請書について
- ③新技術等実証計画の認定申請書について
- ④第5回新技術等効果評価委員会議事録の公表について

◆委員会参加者

安念委員長、石井委員、大橋委員、尾形委員、小黑委員、落合委員、鬼頭委員、佐古委員、杉山委員、中室委員、西村委員、板東委員、林委員、程委員、増島委員

◆議決内容

議案①について

- 委員14名が議決に参加し、本委員会の意見は以下のとおりとすることを決定した。
- ・経済産業大臣から提出された見解は、産業競争力強化法（以下「法」という。）第8条の2第4項の規定に照らし、適当である。
  - ・法務大臣から提出された見解は、法第8条の2第4項の規定に照らし、適当である。

議案②について

- 委員14名が議決に参加し、本委員会の意見は以下のとおりとすることを決定した。
- ・経済産業大臣から提出された見解は、法第8条の2第4項の規定に照らし、適当である。
  - ・法務大臣から提出された見解は、法第8条の2第4項の規定に照らし、適当である。

議案③について

- 委員14名が議決に参加し、本委員会の意見は以下のとおりとすることを決定した。
- ・経済産業大臣から提出された見解は、法第8条の2第4項の規定に照らし、適当である。
  - ・法務大臣から提出された見解は、法第8条の2第4項の規定に照らし、適当である。

議案④について

○全会一致により、第5回本委員会の議事録を公表することを決定した。

(以 上)